

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の入院一時金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、生活サポート保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、医療機関への入院が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情などによりご自宅や医療機関と同等とみなされる施設で治療を受けられる場合(以下「みなし入院」)には、現時点においては、保険金のお支払対象とする対応を行っております。

ただし、この「みなし入院」における保険金のお支払いにつきましては、今後は以下の取扱いになりますのでご案内申し上げます。

■ 2022年9月25日までに新型コロナウイルス感染症と診断された場合
入院一時金のお支払い対象となります。

■ 2022年9月26日以後に新型コロナウイルス感染症と診断された場合
被保険者が下記の①～④のいずれかに該当する場合に入院一時金のお支払い対象となります。

①65歳以上の方

②入院を要する方

③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と
医師が判断する方

④妊婦の方

なお、今後の状況によりお取扱いが変更になる場合がございます。

■ 上記対応の理由

普通保険約款において、「入院とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」と定義しております。その一方で、新型コロナウイルス感染症に罹患され、入院が必要な状態であるにもかかわらず、病床の逼迫等の事情により入院できない状況が数多く発生し、医師等の管理下で宿泊施設や自宅等での療養が行われるようになりました。このような療養は、約款上は「入院」の定義に該当しないものの、入院と同等とみなす「みなし入院」とし、入院一時金のお支払い対象として取り扱ってまいりました。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律で重症化リスクの高い方に限定する旨が政府より公表されるなどの状況変化を踏まえ、発生届の対象とならない方を、新型コロナウイルス感染症に罹患したことのみをもって「常に医師の管理下において治療に専念する」状態と判断することができないことから、2022年9月26日以後の「みなし入院」による入院一時金のお支払い対象を上記のとおり見直すこととなりました。